新居浜市行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 行政評価を円滑に実施するために、新居浜市行政評価委員会を設置する。

(任務)

第2条 新居浜市行政評価委員会(以下「外部委員会」という。)は、評価の客 観性を保ち、評価結果の精度を高めるため、施策評価結果及び事務事業評価 結果等に関する事項について評価を行う。

(外部委員会の組織等)

- 第3条 外部委員会は、委員6人以内で組織する。
- 2 外部委員会の委員(以下「外部委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- 3 外部委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 外部委員会に委員長(以下「外部委員長」という。)及び副委員長(以下「外 部副委員長」という。)を置き、外部委員の互選によって定める。
- 6 外部委員長は、会務を総理し、外部委員会を代表する。
- 7 外部委員会の会議は、外部委員長が招集し、外部委員長が会議の議長となる。
- 8 外部副委員長は、外部委員長を補佐し、外部委員長に事故あるとき又は外 部委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

- 第4条 外部委員会は、効率的に施策及び事務事業を評価するため、必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会は、外部委員長が指名する外部委員(次項において「部会員」という。) をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 外部委員長及び部会長は、それぞれ必要があると認めるときは、関係者に対し委員会及び部会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、 又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 行政評価委員会の庶務は、行政評価担当課において処理する。 附 則

- この要綱は、平成17年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

教育長、企画部長、総務部長、福祉部長、市民部長、環境部長市民環境部長、経済部長、建設部長、こども局長、環境エネルギー局長、文化スポーツ局長、議会事務局長、会計管理者、上下水道局長、教育委員会事務局長、消防長、港務局事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長